

随意契約理由書

本工事は、本部本庁舎昇降機（3，4号機）の主索の素線が経年劣化に伴い破断したための主索取替工事であります。

本設備は大型の高速かつ高層型であり、安心安全や責任区分の観点から、工事に際して、運転制御及び主索と巻上機や綱車等既存設備との取合い調整が重要になり、本設備を熟知している必要があります。

以上の理由により、本設備を製作し、その協力会社で設置施工を行うとともに保守点検を行っている三菱電機ビルテクノサービス株式会社関西支社から見積書を徴したところ、見積額においても予定価格と比べ適正であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により、比較見積を省略するものであります。